

～消費者注意情報～

実在の事業者の名をかたった不審なSMSに注意！

～電話をかけると数十万円の架空の利用料金を請求されます～

(令和元年10月4日)

相談事例

名前を聞いたことのある事業者の名で、「利用料金の確認がとれていないので本日中に連絡するように」とのSMS（ショートメッセージサービス）がスマートフォンに届いた。未納に心当たりはなかったが、念のため表示された電話番号に電話をかけると、氏名、電話番号、生年月日を質問された。答えると「1年前にあなたのスマートフォンから、Aというサイトに登録がされている。利用料金滞納のため退会扱いとなっているが、あなたは1年分の料金29万円を支払う義務がある。当社はその請求代行をしている。」と言われた。まだ支払っていないが、どうしたらよいか。（30歳代 男性）



ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 不審なSMSに記載された電話番号には絶対に電話してはいけません！

心当たりのない事業者から、「料金確認がとれていない」「未納料金がある」などと記載されたSMSが届いたという相談が消費生活センターに数多く寄せられています。

実在の事業者の名をかたっている場合が多く、つい電話をしてしまいがちですが、これは架空請求です。

記載された電話番号には絶対に電話しないようにしましょう。電話をかけると、個人情報をお答えさせられた上に、高額な金銭の支払いを要求されることになります。

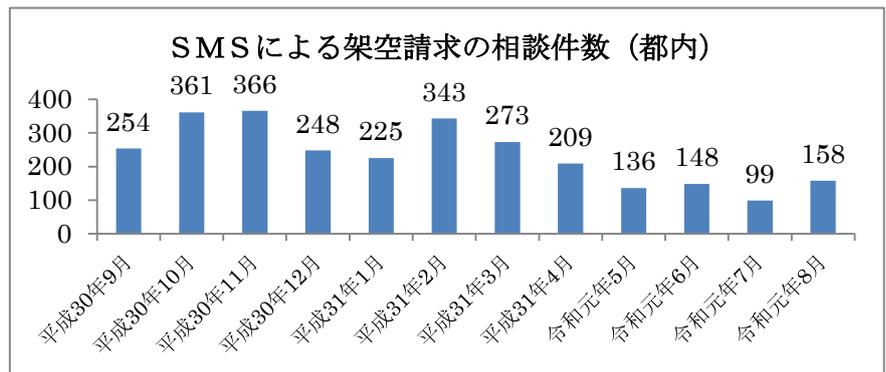
不審なSMSは無視をして、そのまま削除してください。

<参考>

- ・「アマゾン」を名乗る架空請求事業者に注意しよう！～「未払料金があり法的手続きに移行する」とのSMSを送り付けています～（東京くらしWEB（平成30年8月））

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/180606.html>

- ・実在の事業者をかたった架空請求については、東京くらしWEBの「架空請求事業者等一覧」のページをご覧ください。<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/kakuuichiran/gyousya.html>



★ 困ったときは、消費生活センターに相談を！

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。